

市・県民税、所得税の申告は 自分で書いてお早めに

申告相談・受付期間は、2月16日(木)～3月15日(木)

市・県民税と所得税の申告が始まります。もう準備はお済みでしょうか。今年の申告相談・受付期間は、2月16日(木)～3月15日(木)となっています。

申告は、昨年1年間の所得の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。

あなたの正しい申告を、期限内に行ってください。

問い合わせ先

市・県民税の申告

税務課市民税係 ☎⑤ 1 1 3 4

所得税の申告

伊勢税務署個人課税部門

☎ 0 5 9 6 ③ 3 1 9 1 (音声案内)

市・県民税の申告は、前年の課税実績や課税資料などを基に、申告が必要であると思われるかたに送付されます。申告書に封の「書きかた」を読んで、期限内に申告を済ませましょう。申告相談は、表1の会場で行います。お気軽にお越しください。

指定日に都合の悪いかたは、2月20日(月)～24日(金)と3月14日(水)・15日(木)の期間、市民文化会館4階・大会議室で、午前9時から午後4時まで受け付けます。(土曜、日曜日は除く)

市・県民税の申告

確定申告書は国税庁ホームページで楽々作成

国税庁のホームページにアクセスし、画面の案内に従って必要項目を入力すれば、24時間いつでも簡単に確定申告書が作成できます。作成した申告書などを自分で印刷し、必要書類を添えて税務署や申告会場へ提出すれば、会場での待ち時間も短縮できます。

ぜひ、ご利用ください。

国税庁ホームページ [URL http://www.nta.go.jp/](http://www.nta.go.jp/)

電子証明書の有効期限にご注意ください

電子申告(e-Tax)に必要な住民基本台帳カードの電子証明書の有効期限は3年です。有効期限切れや転居した場合には、新たに電子証明書を取得する必要があります。

手続きの方法などの問い合わせは、市民課戸籍係(☎⑤ 1 1 2 7)へお願いします。

表1 市・県民税の申告相談日と会場

受付日	地区名	会場	受付時間	受付日	地区名	会場	受付時間			
2月16日(木)	神島	神島開発総合センター	9:00～15:00	2月27日(月)	桃取	桃取健康管理センター	10:30～14:30			
2月17日(金)	菅島	菅島漁村センター	9:00～15:30	2月28日(火)	和具	鳥羽磯部漁協旧和具浦支所	10:30～15:30			
2月20日(月)	一丁目	市民文化会館 4階・大会議室	9:00～16:00	2月29日(水)	答志	答志老人憩の家	9:00～15:30			
	二丁目			3月2日(金)	坂手	坂手公民館	9:00～12:00			
	三丁目			3月5日(月)	相差	鳥羽磯部漁協相差支所	9:00～15:00			
	四丁目				畔蛸	女性等活動拠点施設				
	五丁目			3月6日(火)	松尾	松尾公民館	9:00～11:30			
	堅神				白木	岩倉老人憩の家 ※今回より、岩倉会場は変更になりました。	13:30～16:00			
屋内	若杉									
2月22日(水)	船津			市民文化会館 4階・大会議室	9:00～16:00	3月7日(水)	河内	堅子老人憩の家	8:30～10:00	
	幸丘						千賀			千賀公民館
2月24日(金)	池上					市民文化会館 4階・大会議室	9:00～16:00	3月8日(木)	国崎	国崎公民館
	小浜	石鏡	石鏡公民館						9:00～11:30	
	大明東	浦村	本浦公民館						13:30～16:00	
	大明西	3月14日(水)・15日(木)	全地区					市民文化会館4階・大会議室		9:00～16:00
	高丘									
安楽島										

表2 確定申告の申告相談・受付日と会場

とき	会場・受付時間	地区名
2月20日(月)	市民文化会館 4階・大会議室 9:00~12:00 13:00~16:00	一丁目~五丁目・堅神・屋内
2月21日(火)		浦村・石鏡・相差・国崎・畔蛸・千賀・堅子
2月22日(水)		船津・幸丘・若杉・河内・岩倉・松尾・白木
2月23日(木)		神島・菅島・和具・坂手・桃取・答志
2月24日(金)		池上・小浜・大明東・大明西・高丘・安楽島
3月14日(水)・15日(木)		全 地 区

※税理士への相談を希望されるかたは、指定日にかかわらず2月21日(火)~23日(木)の期間にお越しください。

※申告期間中、上記の期間以外(土曜・日曜日を除く)は、市民文化会館4階第2小会議室で受付を行っています。ただし、市県民税申告書、確定申告書Aのみの受付とさせていただきます。

所得税の申告

確定申告は、昨年1年間にご得たすべての所得を自分自身で計算し、算出した所得税を国に納付する申告制度です。
3月15日(木)までに申告してください。

市内での確定申告説明会の日程は、表2のとおりです。申告に必要な帳簿などの準備や添付書類の整理をして、期限内に申告を済ませましょう。

なお、伊勢税務署では、いせシティプラザ(伊勢税務署西隣)で、2月16日(木)~3月15日(木)(土曜・日曜日を除く)の期間に受け付けます。

申告に必要なもの

- 印鑑、筆記用具、計算機
- 給与、年金等の源泉徴収票
- 事業、漁業、農業、不動産所得を申告するかたは収支内訳書(事前に作成をお願いします)
- 国民年金を納めているかたは控除証明書
- 国民健康保険税を納めているかたは国民健康保険税納付額通知書(税務課より発送)
- 後期高齢者医療保険料・介護保険料を納めているかたは平成23年中にお支払いただいた保険料額のお知らせ(市民課・健康福祉課より発送)
- 生命保険料控除を受ける場合
- 地震保険料控除を受ける場合
- 地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける場合
- 支払った医療費の領収書
- 保険金などで補てんされた金額の分かる書類

※領収書などの資料を基に、あらかじめ合計金額を計算しておいてください。

平成23年分申告の主な改正点

- 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。
- 年齢16歳以上19歳未満のかたの扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止され、扶養控除の額は38万円となりました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下のかたは、所得税の確定申告が不要となりました。

伊勢税務署からのお知らせ

平成22年分所得税の確定申告書を次の方法で提出されたかたには、平成23年分所得税の確定申告書は郵送されません。必要なかたは伊勢税務署までご連絡ください。

① 電子申告(e-Tax)を利用されたかた

ご注意ください

申告会場は、大変な混雑が予想されます。事前の準備をされていないかたには、再度申告に来てもらうよう指導させていただくことがあります。

税理士による無料税務相談所

次の日程で税理士による無料税務相談所を開設します。

とき 2月21日(火)~23日(木)
午前9時30分~午後4時
(ただし正午~午後1時は除く)

ところ 市民文化会館4階・大会議室

対象となるかた

- ①平成22年分の所得金額が300万円以下のかた
- ②消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成21年分)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当するかた

※相談にはできる限り申告者本人がお越しください。

留意事項 次にあげるような場合は、税務署が開設する確定申告会場をご利用いただくことがありますのでご注意ください。

- 消費税・地方消費税の相談にあたり、計算が複雑であったり、記帳・記録の保存状態に著しく不備があるなど、申告書の作成に長時間を要する場合
- 譲渡所得(土地、建物および株式を売られたかた)、山林所得、贈与税の申告をされるかたや、税務署への来署案内文書が送付されているかた

必要書類などくわしくは、伊勢税務署(☎0596-3191)へ問い合わせてください。